分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。次号イにおいて同じ。）」を削り、同号ロ中「（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には基準日の前日から当該適用年度の前事業年度終了の日の前日までの期間においてその残余財産が確定したものに限る。ロ及び次号ロにおいて同じ。）」及び「（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。次号ロにおいて同じ。）」を削り、同項第二号イ中「行われた分割等」の下に「（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間においてその残余財産が確定したものに限る。イにおいて同じ。）」を、「分割等の日」の下に「（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「同項第一号イ若しくはロに規定する分割等又は同項第三号の分割若しくは現物出資」を「分割、現物出資又は現物分配」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第八項から第十一項まで」を「第七項から第十項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条の次に次の三条を加える。

（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十二の二　法第四十二条の十二の二第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

2　法第四十二条の十二の二第一項に規定する政令で定めるものは、法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げる資産とする。

3　法第四十二条の十二の二第一項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する適用対象年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）において当該法人が同条第一項に規定する取得等をした同項に規定する生産等資産で当該前事業年度等の終了の日において有するものの取得価額の合計額（当該前事業年度等の月数と当該適用対象年度の月数とが異なる場合には、当該合計額に当該適用対象年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度等の月数で除して計算した金額）とする。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　法第四十二条の十二の二第三項第二号ニに規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第九十三条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の三の規定

二　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条又は第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第一項若しくは第六項又は第四十四条の二第二項の規定

三　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第一項の規定

四　前三号に掲げる規定に係る法第五十二条の二の規定

五　第一号から第三号までに掲げる規定に係る法第五十二条の三の規定

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十二の三　法第四十二条の十二の三第一項に規定する政令で定めるものは、認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。）が行う経営の改善に関する指導及び助言に準ずる指導及び助言を行うことができる法人として厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2　法第四十二条の三第一項に規定する政令で定める法人は、中小企業等協同組合等（中小企業等協同組合（中小企業団体中央会に該当するものを除く。）、出資組合である商工組合、商店街振興組合、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合をいう。第五項において同じ。）とする。

3　法第四十二条の十二の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、器具及び備品にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあつては一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものとする。

4　法第四十二条の十二の三第一項に規定する事業は、卸売業、小売業、農業、林業、漁業、水産養殖業その他財務省令で定める事業（他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として財務省令で定めるものを除く。）とする。

5　法第四十二条の十二の三第二項に規定する政令で定める法人は、資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（中小企業等協同組合等を除く。）とする。

6　法第四十二条の十二の三第五項の規定の適用を受ける法人（法第六十八条の十五の四第五項の規定の適用を受ける法人を含む。）が、取消日（法第四十二条の十二の三第五項に規定する取消日をいう。）の前日を含む事業年度以後の各事業年度（当該取消日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該取消日を含む事業年度以後の各事業年度）において、当該各事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度における同条第四項に規定する連結税額控除限度額のうち当該法人に係る法第六十八条の十五の四第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（同項の供用年度終了の日の翌日から当該取消日の前日までの間に終了した連結事業年度（その間に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）における同条第四項に規定する控除済金額がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額（以下この項において「控除未済超過額」という。）がある場合には、法第四十二条の十二の三第三項の規定により当該各事業年度（法第六十八条の十五の四第二項の規定の適用を受けた各連結事業年度（当該取消日前に開始した各連結事業年度に限る。）開始の日の翌日以後一年以内に開始する各事業年度に限る。）の所得に対する法人税の額から控除される法第四十二条の十二の三第三項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該繰越税額控除限度超過額から当該控除未済超過額を控除した金額とする。

7　法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した器具及び備品並びに建物附属設備につき法第四十二条の十二の三第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、当該器具及び備品並びに建物附属設備につきこれらの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該器具及び備品並びに建物附属設備が同条第一項に規定する経営改善設備に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

8　法第四十二条の十二の三第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十一条第一項第一号及び第二項第一号	掲げる金額で	掲げる金額（租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）で
第七十四条第一項第二号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定